

離島振興法施行令第4条第1項各号に規定する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等について適用される国の支援措置等

離島振興法施行令第4条第1項各号	国の支援措置等	事業等所管大臣等
A 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に 関する事業	無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線シ ステム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)	総務大臣
	無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線シ ステム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	
B 物資の流通の効率化に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
C 漁業の再生に関する事業	離島漁業再生支援交付金	農林水産大臣
D 雇用の拡充に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
E 無医地区及びへき地における医療の確保に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	医療施設運営費等補助金のうち一部事業	厚生労働大臣
	医療施設等設備整備費補助金のうち一部事業	
	医療施設等施設整備費補助金のうち一部事業	
F 妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供 する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦 が当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又 は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場 合における当該通院又は入院に対する支援に関する事業	離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交 通費等の支援に係る地方財政措置	※ 内閣総理大臣 総務大臣
G 高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ず る教育施設(以下この号において「高等学校等」という。)が設 置されていない離島の区域(当該離島の区域が二以上の市町 村の区域にわたる場合にあっては、当該離島のうちの市町 村の区域に属する区域。以下この号において同じ。)内から当 該離島の区域外に所在する高等学校等への通学又は当該高 等学校等へ通学するための当該離島の区域外における居住 に対する支援に関する事業	へき地児童生徒援助費等補助金のうち離島高校生修 学支援事業	文部科学大臣
H 離島と他の地域との間の交流の促進に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
I 防災対策の推進に関する事業(国土保全施設の整備を除 く。)	離島活性化交付金のうち一部事業	
	社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
J 離島の振興に寄与する人材の確保に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
K 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の活 性化に資する事業等で国土交通大臣、総務大臣及び農林水 産大臣が当該事業等を所管する大臣と協議して指定する事業 等	(今後必要に応じて事業等を検討)	-

※ 第六号及び支援に関する事業の所掌は内閣総理大臣。地方財政措置の所掌は総務大臣。